

2023年4月12日

各位

会 社 名 株式会社 吉野家ホールディングス

代表者名 代表取締役社長 河村 泰貴

問合せ先 常務取締役 小澤 典裕

電話番号 03-5651-8800

(コード番号 9861 東証プライム市場)

### 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続のお知らせ

当社は、2023 年 4 月 12 日開催の取締役会において、2023 年 5 月 25 日開催予定の第 66 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、以下の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、2008年5月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、その後対応策の有効期限に際し、所要の変更を行ったうえで継続をすることについてご承認いただいております(以下、変更後の対応策を「現プラン」といいます。)。

現プランの有効期間は、2023年5月25日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。その結果、関係法令の改正や社会情勢の変化を勘案し、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、文言等一部変更および独立委員候補者の変更を行った上で、当社取締役会は現プランを継続することを決定いたしました(以下継続する対応策を「本プラン」といいます。)。

なお、上記を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、当社 監査役会として、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、現プランの継続 に異議がない旨の意見を表明しております。

2023年2月28日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。また、当社は現時点において特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているものではありません。

本議案は、当社定款第 19 条の定めに基づき、本プランについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの具体的な内容については、以下および招集通知書類において記載のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社グループの理念や企業価値の源泉を十分に理解し、高い専門性や知見を備えた者が経営判断を行った上で、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定に携わることが、当社および株主共同の利益に資するものと考えております。

この基本的な考え方に基づき、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを実施しております。これらの取組みは、上記「①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現に資するものであると考えております。

### (1) グループ企業価値向上への取組み

### ①今までにない「新しいビジネスモデル」創り

当社グループは、長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向けて、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を課題としています。既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しています。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図っていきます。

### ②「飲食業の再定義」を実現するための組織づくりと取組み

「飲食業の再定義」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となる グループ経営体制への見直しを行っていきます。全てのグループ本部の機能発揮を最大 化し経営効率を高めて、海外を含めたグループ全事業への能動的な貢献・関与・統制を 強化していきます。グループ間での人事交流の活発化及びグループ商品本部による仕入 れの共通化も引き続き行っています。海外各地域においては、現地経営体制の確立及び 現地での意思決定を可能にするエリアと部分的に日本で意思決定するエリアを明確に することで、今後のグローバル展開を一層加速していきます。

また、「飲食業の再定義」の実現のため、ダイバーシティ(人材構成の多様化)の推 進も引き続き行っていきます。

### ③「ひと・健康・テクノロジー」の実践へ

当社グループでは、2025年を最終年度とする長期ビジョン「NEW BEGINNIGS 2025」の 実現に向け「ひと・健康・テクノロジー」をキーワードとし、これまでの飲食業になかった新しい価値創造にチャレンジしています。

「ひと」に関わる取組みでは、「ひと」を活かすことで生まれる価値を追求し、その価値をお客様に提供していきます。グループ管理本部ではテレワークや出張に代わるWEB会議の促進といった新しい生活様式への対応を含めた本社機能の業務改革に取り組み、

同時に従業員の働き方改革も進めています。「健康」に関しては、従業員の心と体の健康を経営の柱とする「ウェルネス経営」の一環として、従業員の健康リテラシーの向上と浸透を図っていきます。また、今後のメニュー開発は、「健康的」から「健康」そのものの追求へ取組みを深化させていきます。

最後に「テクノロジー」に関わる取組みでは、複雑なオペレーションを簡便化・効率化する設備や機器を導入し、職場環境の改善を図ることで、労働力の確保と生産性の向上に繋げていきます。2023年3月には、グループ財務経理本部傘下の情報システム機能を切り出し、グループデジタルテクノロジー推進本部を設立しました。経営環境の激しい変化に機動的かつ能動的に対処しつつ、デジタル技術の効果的な活用を推進することでデジタルトランスフォーメーション(DX)を実現し、既存のビジネスモデルの変革に繋げていきます。

#### ④グループ中期経営計画

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会経済活動への影響の継続、テレワークの恒常化やデジタル技術の加速的な進歩、急激なインフレの進行に伴う原材料価格の高騰、地政学的リスクの顕在化、地球温暖化による気候変動など、以前にも増して大きく変容しております。かかる中、生活インフラとして世の中に「食」の楽しさと豊かさをお届けしているという考えのもと、2023年2月期から2025年2月期までの3年間を期間として、「進化」と「再生」をキーワードに中期経営計画を策定しました。

3年以上におよぶコロナ禍への対応とレジリエンスを通じて、当社グループは「構造変化」に取り組んできました。この変化をさらに増進させるべく、中期経営計画の中では各ブランドの業態進化、成長事業の強化、コスト効率化、および財務基盤の安定化を軸に、「既存事業の収益性の拡大」と「投下資本効率の向上」を特に重要な課題として位置付けています。堅固な事業基盤の確立を着実に推し進めることで、当社グループの経済的価値と社会的価値の一層の向上に取り組んでいきます。

# ⑤人的資本価値の最大化に向けた取組み

当社グループは、サステナビリティ基本方針にもとづき特定した「5つのマテリアリティ」において、「ダイバーシティ&インクルージョンを実現し『ひと』の成長と活躍を促進する」ことを掲げています。経営理念に「For the People」を掲げ、日常食を提供する当社グループにとって、従業員が仕事を通じて感じる喜びややりがいは、お客様のおいしく豊かな食事を支えるサービスの源泉であり、「ひと」にしか成し得ない価値があります。「ひと」の多様性や個性を尊重し従業員の活躍と成長を促すことは、拡がり変わりゆく顧客ニーズを捉えた価値を生み出し続けることにつながり、企業としての持続的成長と社会への価値還元をもたらしていきます。

#### <人的資本の最大化に向けた3つの方針>

#### i. ダイバーシティ&インクルージョンの実践

「一人ひとりの個を活かす」という考えのもと、すべての従業員が互いに信頼関係を育みつつ持てる力を発揮し、いきいきと活躍できる会社を目指します。「個」から生まれる知の多様性をかけ合わせることで、変化への対応力=レジリエンスを高め、新たな価値=イノベーションを創出し、お客様と社会の課題を解決し続けます。

#### ii. ライフワークバランスの推進

仕事以外の生活の充実を促す休暇制度、従業員同士のつながりや関係性を良好にするためのコミュニケーション施策を導入・実施するとともに、社員の心と体の健康を経営の柱の一つに位置付ける「ウェルネス経営」を推進しています。

### iii. 人材育成・キャリア支援

従業員一人ひとりの十分な能力発揮と、長期的な成長促進に主眼を置き、人材教育・キャリア支援への積極投資による「ひと」づくりを継続しています。

#### 定量情報

人 主 市 本	
指標	2023年2月期実績
女性管理職比率*1	グループ連結 <sup>*1</sup> 26.1% 国内事業 <sup>*2</sup> 9.6%
育児休暇取得率※2	男性 33.3%、女性 100.0%
男女平均賃金の格差 <sup>*2*3</sup> および平均勤続年数 <sup>*2</sup> 部門長	85.1% 男性 25.0年 女性 21.9年
管理職 (エリアマネジャーなど)	94.3% 男性 20.2年 女性 15.9年
非管理職 (店長など)	92.9% 男性 12.9年 女性 8.2年

- グループ連結(海外含む)実績 吉野家ホールディングス、国内吉野家、はなまるの3社実績 男性賃金を100とした時の女性賃金の割合

#### (2) コーポレートガバナンス充実強化のための取組み

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会 社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。 その内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合すること を確保するための体制
  - イ. 当社グループの経営理念である『For the People』を具現化するための「6つの 価値観」、ステークホルダーへの「約束事」を当社を含むグループ各社共通の行動 指針として共有し、実践する。
  - ロ. 当社グループの取締役および使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コン プライアンス関連諸規程および「企業行動規範=コンプライアンスガイド」に基づ き、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施する。
  - ハ. 当社グループは、財務報告を法令等に従って適正に作成するために、経理に関す る社内規程を整備し、年度毎に策定する計画書に沿って、その整備・運用状況を評 価し、改善を実施する。
  - ニ.グループ監査室は、コンプライアンスの状況に関し、内部監査を実施する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会 規則、各種会議体運営基準・決裁基準等に従い、文書または電磁的方法により記録 を作成し、適切に保存および管理(廃棄を含む。)を行い、必要に応じて運用状況 の検証、各規程・基準の見直し等を行う。
- ロ. 取締役の職務執行情報に関して、監査役または監査役を補助する使用人が閲覧を 求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供する。

#### ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社ならびに子会社および関連会社(以下、「子会社等」という。)の損失の危 険に関して、業績に影響をおよぼす可能性のある災害等のリスク、事業等のリスク の分類およびリスク評価を行い、それぞれの領域毎に当該損失の危険の管理に関す る事項を統括する取締役が、それぞれ損失の危険の管理(体制を含む。)に関する 規程・基準・ガイドライン等を定め、規程等に基づく適切な対応を行う。
- ロ. 上記リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、当該部門また は子会社等を担当する取締役は速やかに取締役会に報告を行う。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか、 迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、常勤役員による意見交換、グループ戦 略会議、各種委員会およびプロジェクト等の会議体を開催し、そこで審議・決定さ れた内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施する。

- ロ.職務権限規程、業務分掌規程において、取締役および使用人の職務分担を明確に し、当該担当業務の執行については、決裁規程を適宜見直し、決裁制度の中で、権 限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ハ. 内部監査部門として「グループ監査室」を設置し、各部門の業務執行の適正性や 妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- 二. その他顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者の関与を通じてコーポレートガバナンス体制の充実・強化を図る。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 子会社等は、関係会社管理規程に定める重要事項については、当社への事前審議、 承認または報告を求めるとともに、定期的に業務進捗報告会を開催し、経営管理情報・危機管理情報の報告を受けることにより、業務執行の適正を確保する体制を確保する。
  - ロ. 子会社は、当社のグループ監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。
  - ハ. グループ企画室担当取締役は、子会社等の損失の危険の発生を把握した場合、直 ちにその内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取 締役会に報告を行う。
  - ニ. グループ内における法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社および子会社等を含むグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
  - ホ. 当社および子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力および団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する事項

監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととする。

- ⑦監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動および評価については、監査 役会の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務し ない。
- ⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。また、各監査役の求めに応じて、取締役および使用人は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行わなければならない。

- ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・当社の子会社等の監査役の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・当社が保有する個人情報の管理状況
- ・その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

なお、職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実または会社に著し い損害を及ぼすおそれがある事実を発見した当社の役職員または子会社等の役職員 もしくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。当該報告をし た者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、そ の旨を周知する。

- ⑨監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 取締役は、監査役の監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ.監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、 重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行情報に関する文書を閲覧し、 取締役または使用人から説明を求めることができる。
  - ロ. 監査役は、監査の実施にあたり、グループ監査室および会計監査人と意見交換を 行い、連携を図る。

#### 3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程(その概要については別紙2をご参照下さい。)に従い、当社社外取締役および社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙3に記載の4氏が就任する予定です。

- 4. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)
  - (1) 本プランに係る手続き
  - ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者°の株式等保有割合°が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株券等所有割合 <sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プラ

ンにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

- $^2$  金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- <sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- <sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

#### ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。なお、「意向表明書」における使用言語は日本語に限ります。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
  - (イ) 氏名又は名称および住所又は所在地
  - (ロ) 代表者の役職および氏名
  - (ハ) 会社等の目的および事業の内容
  - (二) 大株主または大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
  - (ホ) 国内連絡先
  - (へ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60日間における 買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要(買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等®その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

#### ③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の 手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ 十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から 10 営業日 (初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記② (i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、合理的な期間を定め(情報リストを受領した日から起算して60日間を上限とします。)、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容および態様等に関わらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

また、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

(i) 買付者等およびそのグループ (共同保有者 10、特別関係者およびファンドの場合は各組

合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。)

- (ii) 大規模買付行為の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類および金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報 および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、 算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当 該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の 予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合に は、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該 担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の 締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の 相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策 および配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要については速やかに開示いたします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会および独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。) するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

## ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

<sup>\*</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (i) 対価を現金 (円価) のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付け の場合には最大 60 日間
- (ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに速やかに開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

## (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合、原則として、当社 取締役会に対し対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### (7) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の

前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上 という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと認められる状況に至った場合 には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### ⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに定める手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決議することがあります。

#### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または 廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止され るものとします。また、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プ ランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること 本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応 じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必 要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすること により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続され るものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、 上記4. (3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社 株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または当社取締役会にお いて本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更ま たは廃止されることになります。

当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年定時株主総会で取締役選任を通じて、株主の皆様の意見を反映させることが可能となっております。

従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される 仕組みとなっています。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む 本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会 を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等)から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### (6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3) に記載のとおり、本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役の交代を一度にできないため、その発動の防止に時間を要する買収防衛策)ではありません。

### 6. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続が決定され、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的

利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または 経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1) ⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または 取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この 場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利お よび経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

# (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

# 当社の大株主の株式保有状況

(2023年2月28日現在)

	株	主	名	I		持 株 数	持 株 比 率(%)
日	本マスタ	ートラ	スト信	託 銀	行(株)	7,396,500	11.43
(株)	日本	カス	トデ	イ銀	行	1,756,300	2.72
吉		翔			会	849,400	1.31
大	樹	主 命	保	険	(株)	557,800	0.86
S T C I	ATE ST LIENT-	REET TRE	BAN ATY		EST 234	388,600	0.60
ハ	二ュ	<u> </u>	フー	- ズ	(株)	326,800	0.51
В	o f	А	証	券	(株)	285,228	0.44
サ	ン	۲	IJ	<u></u>	(株)	278,000	0.43
丰	ユ	_	ピ	Ţ	(株)	270,000	0.42
(株)	ヤ	マ		タ	ネ	253,000	0.39

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式(445,891株)を控除して計算しております。

# 株式分布状況表

(2023年2月28日現在)

項目区分						株主数(名)	構成比(%)	株式数(株)	構成比(%)
政府・地方公共団体					団体	0	0.00	0	0.00
	銀				行	0	0.00	0	0.02
金融機関	信	託		銀	行	10	0.01	9,522,916	14.62
	生	命	ì	保	険	11	0.01	666,200	1.02
	損	害	\$	保	険	2	0.00	108,000	0.17
	そ	の他	金	融	機関	2	0.00	17,500	0.03
金融商品取引業者				引	業 者	29	0.01	619,361	0.95
そ	$\mathcal{O}$	他	<u>1</u>	法	人	1,395	0.45	2,932,451	4.50
(うち証券保管振替機構)				替	幾構)	1	0.00	240	0.00
外	国	泔	1	人	等	395	0.13	2,326,504	3.57
(	う	ち	個	J	( )	229	0.07	36,786	0.06
個	人	•	そ	T)	他	310,551	99.41	48,490,735	74.45
自	己	名	義	梤	式	1	0.00	445,891	0.68
合					計	312,396	100.00	65,129,558	100.00

## 独立委員会規程の概要

- 1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
- 2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役又は(3) 社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
- 5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
- 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、 理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止および変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項 各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・ 株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣 の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

## 独立委員会委員候補者の略歴

藤川 大策(ふじかわ だいさく)

1984年4月 ㈱日本興業銀行入社

2000年7月 UBSウォーバーグ証券会社 (現UBS証券㈱) 入社

2006年3月 日興シティグループ証券㈱入社

2009年10月 シティグループ証券㈱入社

2019年2月 同社副社長執行役員投資銀行·法人金融部門長

2022年5月 当社社外取締役(現任)

### 曽和 信子(そわ のぶこ)

1985 年 4 月 日本アイ・ビー・エム(株)入社

2012年1月 同社理事グローバル・ビジネス・サービス事業本部金融アプリケーション開 発担当

2014年3月 日本アイ・ビー・エム・サービス㈱代表取締役社長

2017年1月 日本アイ・ビー・エム㈱グローバル・ビジネス・サービス事業本部金融戦略 プロジェクト担当

2018 年 10 月 同社執行役員グローバル・ビジネス・サービス事業本部保険・郵政グループ サービス事業部担当

2022 年 4 月 同社 I B M コンサルティング事業本部シニア・デリバリー・エグゼクティブ (現任)

#### 大橋 修(おおはし おさむ)

1999年4月 公認会計士登録

2000年9月 ダイヤ監査法人代表社員

2004年11月 税理士登録

2005年5月 税理士法人レクス会計事務所代表社員(現任)

2011年5月 当社社外監査役(現任)

2017年11月 レクス監査法人代表社員(現任)

## 横倉 仁(よこくら ひとし)

1992年4月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所

1995年3月 公認会計士登録

2002年1月 横倉会計事務所開設

2007年7月 弁護士登録

ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律 事務所)入所

2014年4月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士(現任)

2017年7月 みのり監査法人外部監事

2020年6月 ㈱クレディセゾン社外取締役(現任)

2021年7月 ㈱伊藤園社外監査役(現任)

### 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- 1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメーラー)であると判断される場合
- 2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- 3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はその グループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っ ていると判断される場合
- 4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- 5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- 6. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、 従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀 損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそ れがあると判断される場合
- 7. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- 8. その他1. から7. までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1 株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

# 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

#### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式 1 株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者 <sup>1</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者 <sup>2</sup>、(4)特定 大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社 取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5) までに該当する者の関連者 <sup>3</sup>(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。) は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使 条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株 予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式 を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細について は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

# 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権 無償割当て決議において別途定めるものとします。

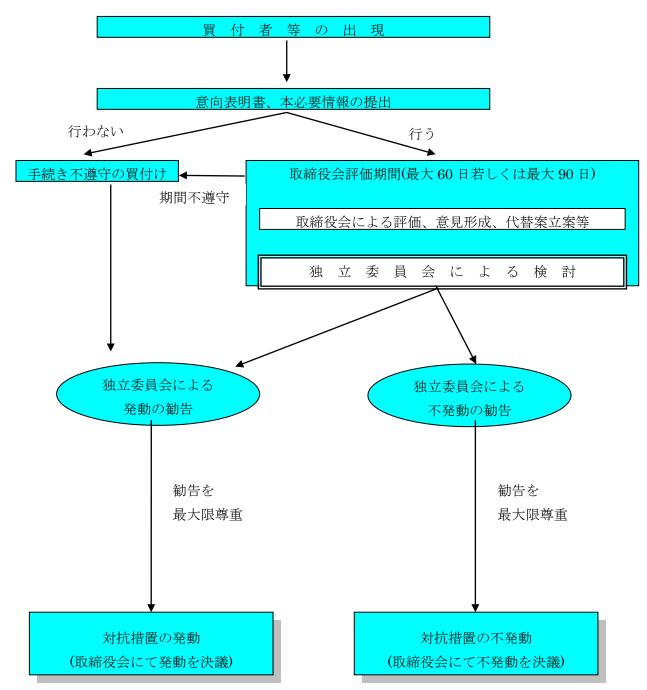
<sup>1</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株式等を意味します。

以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>3</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

# 本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。